

報告第13号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成25年9月10日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 別紙のとおり
- 2 専決処分年月日 平成25年6月26日



平成25年度

廿日市市一般会計補正予算  
(第2号)

広島県廿日市市



平成25年度廿日市市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度廿日市市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,448,232千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月26日

廿日市市長 眞野勝弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 1	千円 8,100	千円 8,101
	1 繰越金	1	8,100	8,101
歳入合計		42,440,132	8,100	42,448,232

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		千円 12	千円 8,100	千円 8,112
	2 土木施設災害復旧費	3	8,100	8,103
歳出合計		42,440,132	8,100	42,448,232

平成25年度

廿日市市一般会計歳入歳出  
補正予算事項別明細書  
(第2号)

広島県廿日市市





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	千円 1	千円 8,100	千円 8,101
歳入合計	42,440,132	8,100	42,448,232

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 災害復旧費	12	8,100	8,112
歳 出 合 計	42,440,132	8,100	42,448,232

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	8,100
0	0	0	8,100

2 歳 入

19款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1	8,100	8,101
計	1	8,100	8,101

節		説明	
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 8,100	繰越金	千円 8,100

19款 繰越金

3 歳 出

10款 災害復旧費

2項 土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土木災害復旧費	千円 3	千円 8,100	千円 8,103	千円	千円	千円	千円 8,100
計	3	8,100	8,103	0	0	0	8,100

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 8,100	001 土木災害復旧事業 東畑口地区災害復旧工事請負費	千円 8,100

10款 災害復旧費